

請 願 文 書 表

(都市計画局)

受理番号	1114	受理年月日	令和3年10月28日
件名	葬儀場建設の指導（右京区太秦西蜂岡町）		
要旨	<p>1 右京区太秦西蜂岡町14番地ほかにおいて、事業者ライフアンドデザイン・グループ西日本株式会社により葬儀場（仮称）家族葬のらくおう太秦ホールの建設が予定されている。当該地は、かつて映画の街、日本のハリウッドと呼ばれた東映京都撮影所・太秦映画村への玄関口に当たり、日本映画の父と仰がれるマキノ省三氏の銅像が建っていた（太秦開町バス停前に1957年建立、1970年等持院境内に移設）映画の聖地と誇れる場所であり、観光シーズンのみならず休日には数多くの人々が訪れるこの玄関口に葬儀場が建設されることは、街のイメージ、ひいては京都観光のイメージを大きく失墜させるものである。</p> <p>2 建設予定地の前面道路である三条通の歩道は、車道と歩道を白線で区分されただけの極めて狭い危険な状況で、観光シーズン、休日のみならず常に交通量が多い。当該建設計画は、路線バス、ロケバス、撮影機材を運搬するトラック等が行き交う危険極まりない現状を考慮もせずに建築確認さえ通ればよいと考えた短絡的な計画で、法には適合しているとはいえず、交差点内や横断歩道上に掛かる場所に設けた不特定多数が乗り入れる駐車場の出入口は、会葬者及び事業者関係の車の出入りの容易さだけを考え、信号待ちの児童、高齢者、通行人への事故を未然に防ぐボラード等の車止めの設置計画もなく、道路境界ぎりぎりに計画された建物の配置は、児童の登下校、高齢者、通行人、通行車両への配慮のない安易な計画であり、社会規範に基づいた周辺住民等の生命の安全確保を考慮しないものであり、重大事故を誘発するおそれが懸念される。</p> <p>3 事業者は、建築計画の概要を記載した標識設置前（令和3年9月11日）に西蜂岡町集会所において、周辺各町内会長等6名を集めて説明した際には、京都市へ事前申出中で建築確認が下りていない状況にもかかわらず、既に建築確認が下り、今にも建設に着手ができると思わせる虚偽の説明をした。標識設置後（同年9月14日）の近隣の高齢者宅（4名の高齢者同席）においての説明でも、同様と取れる誠意のない説明をし、同日、建設予定地の西側の喫茶店店主への説明で、不審に感じた店主の本当に建築確認は下りているのかとの再三の問いにも、下りていると虚偽の説明を繰り返す悪意のある事業者を放置することは社会通念上許されない。</p> <p>4 葬儀場建設において、見知らぬ方の御遺体の搬入搬出が日々繰り返される状況は、児童、周辺住民、通行人へ与える心的ストレスは計り知れないものがあると懸念され、隣接地住民は、今まで何の不安もなく生活していた環境が隣接建物内に見知らぬ方の御遺体が安置され、喪服姿の方々がのべつ行き来されていると思うだけでも心休まる生活を営むことができないと、現段階においても心労を募らせている。また、葬儀場が建設されることにより周辺地価の評価額、実勢取引価格の下落は必至で、既に同様の家族葬向けの施設が建設予定地の西方約180メートルに存在するにもかかわらず、更に同様の葬儀場が建設されるのは、周辺住民の個人資産を下落させるとともに、住環境等を守ることはできない。</p> <p>5 京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱第7条第1項に、標識設置後10日以内に周辺関係住民等に対し、その計画の概要の内容について説明等の方法により周知するとともに、周辺関係住民等の理解を得るよう努めることと明記されている。しかし、本件に関しては、周辺関係住民等への建築計画上の措置、管理運営上の措置等の説明及び配布物もなく、説明会の準備を要望した住民へ会社方針として説明会はしないと即答し、周辺関係住民等とは協議の場を設けないと受け止めざるを得ない。このように周辺関係住民等の心情をないがしろにし、説明の努力及び協議の場を持つとうともしない事業者の対応は京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱の不履行と言える。ついでには、以上の理由により、標識設置後60日で建築確認を申請し、建築工事に着手できると考えている事業者に、周辺関係住民等への説明と協議の場を設け、周辺関係住民等と合意ができるまで、建築工事着手の延期をするよう指導することを切に願う。</p> <p>なお、本請願に署名2,432筆を添える。</p>		
請願者			
紹介議員	田中たかのり、湯浅 光彦		
付託委員会	まちづくり委員会		